

令和2年3月17日

◎上田（貢）委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

（12時58分開会）

◎上田（貢）委員長 本日の委員会は昨日に引き続き、「付託事件の審査等について」であります。

なお、本日、当委員会に付託された事件はお手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

《報告事項》

◎上田（貢）委員長 それでは、公営企業局より3件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けるとにします。

まず、令和2・3年度の売電料金について電気工水課の説明を求めます。

◎三本電気工水課長 令和2年度・3年度の売電料金につきまして御説明いたします。お手元の危機管理文化厚生委員会資料の令和2年2月定例会報告事項をお願いします。赤いインデックスで電気工水課と書いております資料、令和2・3年度の売電料金についてをごらんください。

公営企業局が所管する永瀬、吉野、杉田の3つの水力発電所で発電した電気は、1の（1）にありますように、平成22年度から令和6年度までの15年間にわたって四国電力に供給する電力需給に関する基本契約を締結しております。各年度の売電料金につきましては、この基本契約に基づき、これまで2年ごとに四国電力と交渉を行い、決定してまいりました。

平成30年、31年度の料金は、資料中段の表の左側に記載してありますとおり、総額で14億4,000万円余り、平均単価は1キロワットアワー当たり8円48銭となっております。電力システム改革に伴います卸電力取引市場の活性化や、平成28年度からの電力小売完全自由化などの進展もございまして、一般競争入札による売電へと移行する選択肢もございしますが、1の（2）契約改定の基本方針にありますように、一般競争入札に移行した場合には、多額の解約金が発生するリスクや全量従量制への移行に伴う収入変動リスクなどが生じますことから、令和2年度、3年度の改定に当たりましては、これまで同様、基本契約に基づき四国電力に売電することとし、より有利な条件での売電が可能となるよう、四国電力と交渉を行ってまいりました。今回の料金改定に当たりましては、発電施設を適切に維持管理するための費用はもちろんのこと、1の（3）にありますように、豪雨災害等に必要な費用、再生可能エネルギーの推進等に必要な費用など、4つの重点項目を中心に交渉に臨みました。

資料中段の2、更改結果をごらんください。基準受給電力量は近年の降水量が多いことなどもあり、現行の基準受給電力量から0.31%アップとなる1億7,000万キロワットアワー余りとなっております。

次の料金総額につきましては、現行から8,100万円余り増額となる15億2,190万4,000円とな

りまして、前回比でプラス5.69%の伸びとなっております。先ほど申し上げました重点項目として取り組みました4つの項目も含め、おおむね要求どおり確保することができました。

これらの結果によりまして、平均単価は1キロワットアワー当たり現行の8円48銭から45銭プラスの8円93銭、率にしまして5.31%のアップでございます。

今回の改定に伴う料金総額で健全な経営を十分に行っていくことができるものと考えておりますので、今後、契約に向けまして手続を進めてまいりたいと考えております。

売電料金につきましての説明は以上でございます。

◎上田（貢）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎上田（貢）委員長 質疑を終わります。

次に、職員の懲戒処分について、県立病院課の説明を求めます。

◎猪野県立病院課長 県立病院課でございます。まず最初に、昨日西森委員から御質問がありました県立病院における人工呼吸器の稼働状況について御報告をさせていただきたいと思っております。あき総合病院が昨日時点で17台中ですけれども、2台稼働ということで、残り15台あるという状況です。幡多けんみん病院が昨日時点で27台中1台稼働ということで、余力を持っておられるという状況でございます。また、救急対応とか、そういったことで必要な数が急激にふえる場合もありますので、それへの対応ということでやっております。以上でございます。

それでは、お手元の報告事項と書かれた資料で赤のインデックス、県立病院課とある資料の1ページをお願いします。

昨日の局長から総括説明で申し上げましたとおり、先月17日付で1名の職員を懲戒処分いたしましたので御報告をいたします。

処分を受けた職員は平成29年4月から昨年7月まであき総合病院に在籍をいたしておりました主幹山田耕司43歳でございます。なお、現所属は幡多けんみん病院でございます。

（3）の事案概要と処分事由でございますが、当該職員は、あき総合病院に在籍をしていた当時、担当していた医療機器等の保守点検業務に係る契約事務などにおいて、上司による決裁を初めとする所要の手続を経ることなく、契約の締結などを行うとともに、関係する書類を亡失するなど、3カ年度にわたって計104業務について、不適切な事務処理を行ってまいりました。さらに、これらの多くの業務において事務処理の遅滞や漏れが生じていたことが発覚することをおそれ、上司の印鑑や公印を無断で使用して決裁書類や契約書に押印をしてまいりました。

今回の処分の対象となった行為の原因は、当該職員が職務に対する公務員としての基本的な姿勢や認識に欠けていたことに加えまして、社会人としての倫理感やコンプライアンス意識が欠如していたことによるものでございます。これらの行為は支出負担行為について規定

をしております地方自治法第232条の3のほか、公営企業局の事務処理規程を初めとする諸規程に違反するものでございまして、県民の県政に対する信頼を著しく損なうものであり、その責任は極めて重大でございます。このことは地方公務員法第32条に規定する法令遵守義務に違反するほか、職員の信用失墜行為を禁止している同法第33条の規定に違反するものでありますことから、(4)にございまして、停職1カ月の懲戒処分といたしました。

一方で(6)の今回の事案が生じた要因をごらんいただきますと、直接の原因は当該職員にあるものの、支出負担行為決議書や契約書の原本といった根拠資料を確認しないまま上司が支払い書類に決裁するなど、管理職員等の適正な業務執行に対する意識が低く、十分な業務運営や指揮監督の役割を果たせなかったという組織的な要因も大きいと考えております。

このため、次のページ、(8)その他の一つ目にございまして、同日付で管理職員等5名につきましても、訓諭等の措置を行いました。

次に(7)の今回生じた事案に対する再発防止策をごらんいただきたいと思います。まず、ア、チェック体制の見直し・強化では、一連の事務を職員間で共有・可視化するため、事務職員の業務をリスト化し、決裁ラインによる職員は処理を決裁する際には、このリストの突き合わせをし、進捗管理を行うことといたしました。

次のイ、保管体制の厳格化ですが、決裁ラインによる事務職員の印鑑につきましても、無断で使用されることがないように、机の引き出しで施錠して保管するなど、厳重に管理することとしました。また、公印につきましてもこれまで事務室奥の管理職員等の目が届きづらい場所に置いておりましたが、経営事業部次長と総務担当チーフの席の間に配置場所を変更し、厳重に管理することといたしました。加えまして、公印を使用する際にはチーフ以上の職員が押印する公文書と決裁を受けた公文書を確実に照合するよう徹底を図ることといたしました。

次のウ、事務職員の資質向上といたしまして、契約や会計事務を初めとする研修の受講を徹底することとしております。あわせまして、同日付で局長通知を出しまして、公務の適正な執行につきましても職員に徹底をいたしました。

最後に(8)その他の2つ目をごらんいただきたいと思います。今回の不適切な事務処理に基づく契約額につきましても、改めて検証を行いました結果、公営企業局の損害は認められませんでした。また、第三者に対しましても支払い漏れなどの損害は認められませんでした。

今後、このような事案が生じないように再発防止策を改めて周知徹底するほか、業務運営や事務執行に当たってのコンプライアンス意識の醸成を図ってまいります。

説明は、以上でございます。

◎上田(真)委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 この職員はプロパー職員だと思うんですけども、今まではプロパー職員と県

からの派遣職員などを含めて、公営企業局における研修は、同じような研修システムになっていたのか。プロパー職員はまた別途の研修体制になっていたのか、その辺はどうなんですか。

◎猪野県立病院課長 プロパーの職員につきましても、我々交流職員と同じように同じ研修を受けていただいております。

◎坂本委員 これからも契約や会計事務を初めとする研修への事務職員の受講を徹底するという事は、結局、今までと研修においては変わりはないということなのか、新たな研修を入れる中で、よりプロパー職員の資質を上げていくのか、その辺はどうですか。

◎猪野県立病院課長 これまでの、我々交流職員と同じような研修とともに、公営企業会計という特殊性もございますので、民間でそういった会計事務といったものの研修にも積極的に参加をしていただこうと考えております。

◎上田（貢）委員長 質疑を終わります。

続いて、県立病院における医療事故の公表について報告を受けますが、この報告に関し、追加資料がありますので書記に配付をさせます。

（資料配付）

◎上田（貢）委員長 それでは、県立病院課の説明を求めます。

◎松本県立病院課企画監（経営企画担当） それでは先ほどお配りさせていただきました医療事故の個別公表という表題の資料をお願いします。

今回御報告いたします事案は、高知県立病院医療事故公表基準に基づきまして、患者さん及び御家族の方に同意をいただいた上で行う医療事故に係る個別公表事案でございます。なお、個人情報保護の観点から、事前に患者さんと御家族から同意が得られた範囲内での公表となりますので、御理解をいただけますよう、よろしく願いいたします。

まず1の事故の概要でございますが、患者さんは県内在住の70歳代の男性です。（4）の状況についてでございますが、昨年7月にあき総合病院でS状結腸を切除する手術を行い、その際、滲出液などを体外に排出するため腹部にドレーンを留置して管理しておりました。8月にドレーンのうち、体外に出ている部分の一部をカットし、経過観察としていたところ、その後、患者さんの体内にドレーンが自然に入り込んでいました。担当医は、抜糸の際にドレーンが見えなかったことから、既に抜去したものと思い込んでしまい、経過観察後、患者さんは体内にドレーンを残したまま退院となりました。10月に外来受診された際にCT撮影を行いまして、放射線科医師が作成した画像診断報告書を確認したところ、体内にドレーンが残っていることが判明いたしました。

こうしたことから、患者さんと御家族に説明と謝罪をいたしますとともに、承諾をいただいた上で、11月に開腹手術にてドレーンを除去いたしました。患者さんは、手術後の経過も順調で同月に退院されております。

次に（５）の原因でございますが、ドレーンをカットした際、体内のドレーン位置の状況と体外のドレーンの長さも十分との判断から、体内への脱落防止のための措置を講じていなかったことに加えまして、ドレーン挿入中であることをスタッフ間で情報共有し、チェックする仕組みができていなかったことによるものと考えております。

続きまして、２の再発防止に向けた取り組みでございます。ドレーンをカットする際には、体内への脱落防止のための安全ピンの装着を再徹底するとともに、ドレーンの管理表を作成し、職員間で共有、チェックする仕組みを構築し運用を開始しております。今後は、先ほど申し上げました再発防止策の徹底を図ることで、信頼回復に努めてまいります。

あき総合病院における医療事故の個別公表事案については以上でございます。

続きまして、お手元の資料、県立病院課の３ページをお願いします。

今回御報告する医療事故等は、平成31年４月から令和元年９月までに発生いたしました令和元年度上半期の県立病院における医療事故等の包括的公表についてでございます。

まず（１）の医療事故等に対する取り組みでございますが、医療事故を防止し、安全性を高めるためには、病院内で起きたあらゆる事例についての情報収集に努め、その原因の究明を行った上で再発防止策を検討するなど、医療従事者間での情報共有と必要な対策の徹底を図ることが重要でございます。そのため、県立病院では、患者さんへの被害は発生していないものの、診療の場でヒヤリとしたり、ハッとしたインシデント事例なども含めて報告公表するようにしており、こうした院内における報告から対策の徹底までの一連の流れを図で示しております。

次に（２）の令和元年度上半期のインシデントを含めた医療事故等の件数でございます。左側の表右下の計のところでございますが、両病院を合わせて1,000件を超える件数となっております。そのほとんどは患者さんには実害のなかったレベル１のものや治療の必要性がなかったレベル２の事例となっております。この２つが全体の96.2%を占めております。これに、簡単な処置や治療を要したレベル３aの事例を含めると99.7%となっております。

１番下の表がレベル別の事例の抜粋でございます。レベル１では、患者さんが検査前に食事をとっていたため検査の実施がおくれた事例など、レベル２では、外来患者さんの問診時に、他科を早期に受診する必要があると判断したが、受診の手続が適切に行われていなかったため診察がおくってしまった事例など、レベル３aでは、手術中に局所麻酔から全身麻酔に変更となり、口腔内に専用の器具を挿入した際に、患者さんの前歯が一本、胃内に脱落してしまった事例など、レベル３bでは、外来化学療法実施中の患者さんがトイレに行った際に、抗がん剤が前腕に漏出したため、皮膚の治療を要した事例などでございます。また、表の右側には、確認の徹底や患者さんの見守りを強化するなど、再発防止に向けた改善策を記載しております。

なお、高知県立病院医療事故公表基準における個別公表事例でございますが、この個別公

表事案につきましては、レベル3 b、4 b、5に該当し、病院に過失または過失の疑いがある事例となっております。令和元年度上半期に発生したレベル3 b事例の3件につきましては、医療事故対策委員会におきまして、病院に過失はないものと判断された事案となっておりますが、患者さん本人や御家族の皆様に対しまして、その経過や病院における対応など、丁寧に御説明いたしております。

今後とも、医療事故等が発生した場合は、その原因究明と改善策の検討を行い、職員間での情報共有と必要な対策の徹底を図ることにより、安全安心な医療の提供に努めてまいります。

説明は、以上でございます。

◎上田（貢）委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 3 bのケースの下段にあるMRI検査を終えた患者さんが検査台から車いすに移動しようとして床に転倒し、左大腿骨頸部骨折となり手術を要したという事例は、患者さんが移動しようとする際の病院側の職員の介助には一切問題なかったんですか。

◎松本県立病院課企画監（経営企画担当） このケースでございますけれども、職員が車いすに点滴を設置している、その一瞬のときに患者さんに動かされたということで、その間に転落したという事例でございます。

◎坂本委員 病院内で検証した結果、責任はないということなんでしょうけれど、その際に十分に注意したら、患者さんが動くことも含めて事前の策として転倒をせずに済んだのではないかなと思います。

◎松本県立病院課企画監（経営企画担当） このケースも一瞬ということもありますけれども、この事例をもとにいたしまして、放射線で複数で対応するように改善をして運用しております。

◎上田（貢）委員長 質疑を終わります。

以上で公営企業局を終わります。

◎上田（貢）委員長 次に、本日付託された議案の審査を行います。

《健康政策部》

◎上田（貢）委員長 健康政策部について行います。

最初に議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎鎌倉健康政策部長 それでは、健康政策部の総括の御説明をさせていただきます。当部からは令和2年度一般会計補正予算並びに令和元年度一般会計補正予算の議案を追加で提出させていただきますいております。

最初、お手元資料⑧の追加議案説明書（補正予算）の6ページをお願いできますでしょうか

か。健康政策部の令和2年度一般会計補正予算の総括表になっております。新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費として令和2年度の健康対策課の事業予算、5,255万2,000円余の増額をお願いするものでございます。

続きまして、14ページをお願いします。健康政策部の令和元年度一般会計補正予算の総括表になっております。こちらにつきましても、新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費として、令和元年度の健康対策課の事業予算330万円の増額をお願いするものでございます。

詳細については、この後、健康対策課長から御説明いたします。

以上で総括説明を終わります。

◎上田（貢）委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈健康対策課〉

◎上田（貢）委員長 それでは、健康対策課の説明を求めます。

◎江崎健康対策課長 当課から御審議をお願いしていますのは、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度一般会計の補正並びに令和元年度の一般会計の補正議案の追加提出についてでございます。

初めに、令和2年度一般会計の補正について御説明いたします。お手元の資料⑧追加議案説明書（補正予算）の7ページをお開きください。歳入予算です。9款国庫支出金の2,900万円を増額する予算を計上しています。内容につきましては、これからの予算を充てる事業の概要とともに、歳出予算のほうで説明いたします。

次の8ページをお願いします。歳出予算です。上から3段目、8目健康対策費です。1番右にあります説明欄の上から順に御説明いたします。まず、1感染症対策事業費のうち、検診委託料です。これは、帰国者・接触者外来における診察、検体採取にかかった経費を医療機関へ支払うものです。

次の、新型インフルエンザ患者外来協力医療機関設備整備事業費補助金です。これは、県ではこれまで新型インフルエンザ等の感染症発生に備えて、外来の協力医療機関に対し、個人防護具、あるいはパーテーションなどの資機材の購入を補助し、初期対応に必要な確保に努めてきたところですが、この補助金が今回の新型コロナウイルス感染症にも適用できるよう、国から通知が示されたことから、帰国者・接触者外来の追加的な資機材の購入について経費を補助し、検査体制をさらに充実させるものです。

次の医療扶助費です。これは検査の結果、感染が確認され、入院措置を講じた方について、入院に要する自己負担額を公費で負担するための経費を計上するものです。

最後に、事務費です。これは、県衛生環境研究所において実施するPCR検査に必要な検査資材を購入するものです。

以上、健康対策課の令和2年度当初予算に係る追加計上の総額は5,200万円余となっております。

す。

続きまして、令和元年度の一般会計の補正議案の追加提出について説明いたします。15ページをお開きください。右の説明欄をお願いします。

感染症対策事業費として、330万円を計上しております。これはPCR検査で分析する検体の採取の際に必要なマスクについて国から優先供給がなされる予定ですので、これに係る経費を計上しているものです。ただし、納入時期については、今のところ国から通知等はなく、今年度中の執行の見込みが立たないことから、次の16ページをお願いします。あわせて、当経費については、繰り越しの登録もさせていただいております。

以上で、健康対策課からの説明を終わります。

◎上田（貢）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎上田（貢）委員長 質疑を終わります。

以上で、健康政策部を終わります。

《地域福祉部》

◎上田（貢）委員長 次に、地域福祉部について行います。

最初に、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎福留地域福祉部長 総括の御説明をさせていただきます。地域福祉部が提出しております議案は、一般会計補正予算の1件でございます。令和元年度一般会計補正予算の御説明をさせていただきます。資料⑧追加議案説明書（補正予算）の17ページをお願いします。

今回の一般会計補正予算は、総額で1億6,072万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。あわせて、予算の繰り越しとしまして、社会福祉施設等へ配布するマスクや消毒液の購入等に係る費用につきまして、繰越明許費の追加及び変更をお願いしております。

次に、お手元の追加提出議案の参考資料、地域福祉部という青のインデックスがついた表紙を1枚おめくりいただきまして、令和2年2月議会補正予算案（追加分）の概要（地域福祉部）をごらんいただきたいと思います。

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾で打ち出されました支援策を積極的に活用しまして、1番上のポイントにありますとおり、新型コロナウイルス感染症の予防、感染拡大防止対策や、休業や失業された方の生活支援など、必要な対策を実施してまいります。

まず、1感染予防、感染拡大防止につきましては、社会福祉施設等におけるマスクや消毒液の不足を解消するための対策などを実施してまいります。

次に、2生活支援では、休業等により一時的に資金が必要な方に対して、緊急小口資金な

どの生活福祉資金の特例による貸し付けを実施してまいります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長より御説明させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

◎上田（貢）委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈地域福祉政策課〉

◎上田（貢）委員長 初めに、地域福祉政策課の説明を求めます。

◎澤田地域福祉政策課長 当課の令和元年度一般会計補正予算につきまして、御説明をいたします。資料⑧追加議案説明書の19ページをお願いします。

歳出でございますが、説明欄の生活福祉資金貸付事業費補助金は、個人向け緊急小口資金等の特例による貸し付けの実施に当たり、国からの配分額1億1,300万円を全額国費として受け入れ、同額を高知県社会福祉協議会に出資するものでございます。

今回の特例措置では、緊急小口資金につきまして、従来の低所得世帯等に限定した取り扱いを拡大して、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があった場合も対象となっております。

また、失業された方などに向けた生活再建までの間に必要な生活費用をお貸しする総合支援資金につきましても同様に対象を拡大して対応するものでございます。制度の周知につきましては、生活が困窮している方などに対して情報がしっかりと届くように、相談支援機関での周知や県と包括提携いただいている企業の店舗などへのチラシの配布などにより、幅広く広報する予定でございます。

以上で、地域福祉政策課の説明を終わります。

◎上田（貢）委員長 質疑を行います。

◎西内（健）委員 最後におっしゃった店舗等への掲示というのはどういった店舗が主になってきますか。

◎澤田地域福祉政策課長 県と包括提携を結んでいただいている企業になりますので、スーパーであったりコンビニエンスストアになります。

◎西内（健）委員 結構、そういうところで周知していくことが大事だと思います。徹底して行っていただきたいと思います。

◎中根委員 そういういろんな応援策がありますという中身をもうちょっとスーパー、コンビニエンスストアだけではない広いところで周知をすることも考えたかどうかと思うんですけど、いかがですか。

◎澤田地域福祉政策課長 制度の周知につきましては、先ほど申し上げましたほか、ラジオやテレビでのCM放送でありますとか、新聞広告にも出させていただきます。また、インターネットのリスティング広告といいますけど、検索して連動するような広告でありますとか、あとはチラシを市町村でありますとか相談窓口に置かせていただくような予定で準備を進め

ているところでございます。

◎上田（貢）委員長 質疑を終わります。

〈高齢者福祉課〉

◎上田（貢）委員長 次に、高齢者福祉課の説明を求めます。

◎筒井地域包括ケア推進監（総括）兼高齢者福祉課長 それでは当課の令和元年度補正予算の追加議案について御説明をさせていただきます。資料⑧追加議案説明書（補正予算）の20ページをお願いします。

まず歳入でございますが、今回の歳出補正予算に充てるため、地域医療介護総合確保基金から2,500万円余りを繰り入れするものでございます。

次の21ページが歳出予算でございます。右側説明欄にありますように、老人福祉施設支援費に2,500万2,000円を計上しております。これは、国の緊急対策を受けまして、新型コロナウイルスの感染対策といたしまして、マスクと消毒液を県が直接買い上げをいたしまして、県内の介護保険施設など的高齢者福祉施設に配布を行うものでございます。マスクの配布予定数としましては、約29万枚を想定しております。現在、市場での調達が難しい状況が続いておりますが、この確保に向けまして、県内の製造販売事業者から供給可能な枚数や時期について情報収集をいたしておるところでございます。また、消毒液につきましては、国からのあっせんにより調達することとなっております。現状では全量全てを年度内に確保することは難しい状況ですので、繰越明許費の増額変更もあわせてお願いをしております。

次の22ページをお願いします。老人福祉施設支援費におきまして、先ほどの歳出と同額を増額変更しようとするものでございます。

説明は以上です。

◎上田（貢）委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 先ほどの本会議の上田（周）議員からの質問に対する部長の答弁との関係も含めまして、ちょっとお伺いしたいんですが、今なかなか市場での確保が難しいということで、可能な枚数とかあるいは購入時期などについて情報収集していくということなんですけれど、それまでの間にゼロとなる施設が221あるということですので、そこに対しては、先ほどの答弁では市町村にあるものを施設に回してもらおうということだったんですが、その市町村に対しての財政的な支援は県がやられるということなんでしょうか。

◎筒井地域包括ケア推進監（総括）兼高齢者福祉課長 はっきり決まったものではございませんが、一時借りた形にしまして、その分を県が後ほど購入した分に変えさせていただくということを想定をしております。

◎坂本委員 例えばゼロとなられている221の施設が所在する市町村に対して、そういったことは一定打診をされて、めどはついているんでしょうか。

◎筒井地域包括ケア推進監（総括）兼高齢者福祉課長 市町村によっては備蓄があるところ

とないところもありますので、地域を越えて要請をしておるところでございます。

◎坂本委員 前回の委員会で私がお聞きして、ないところについて施設間で融通をつけたりということもおっしゃっていました。そういったところ、施設間で融通をつけたところに、また戻してもらおうといったことに関しては、今回の補正で既に融通をつけたところに対して遡及をして財政的な支援ができるような仕組みになっているのでしょうか。

◎筒井地域包括ケア推進監（総括）兼高齢者福祉課長 融通いただいたところには、その分が不足するということになろうかと思imasので、その分は不足分として配布をさせていただきたいと思っております。

◎坂本委員 遡及して。

◎筒井地域包括ケア推進監（総括）兼高齢者福祉課長 提供したほうが結果として不足していくことになると思imasので。

◎坂本委員 前回お聞きしたときは2月末時点でゼロになるというところが60幾つあったと思うんです。そこには施設間で融通をつけてということで、この補正が成立する前のことですよね。そこにも遡及をして戻すのかということをお聞きしています。

◎筒井地域包括ケア推進監（総括）兼高齢者福祉課長 遡及をして戻すというよりは、出していただくとその分が不足していくということになろうと思imasので、その分は結果的には配布をさせていただくことになると思imas。

◎坂本委員 いずれにしても、融通をつけることによって、今後、県が購入してもとに戻すという形をとるときに、そういった措置がされた施設とそうでない施設がないように十分把握されて対応していただきたいと思imas。

◎筒井地域包括ケア推進監（総括）兼高齢者福祉課長 事業者の現状は詳細に調査をしておりますので、それに基づいて、現物にはなりますが拠出いただいた分は結果的には配布させていただく形になると思imas。

◎西森委員 先ほど県内のマスクをつくっているところの話があったと思うんですけれども、これは、幾つぐらいあるのでしょうか。

◎筒井地域包括ケア推進監（総括）兼高齢者福祉課長 はっきりした数でございませぬが、4社程度あるとお聞きしております。

◎西森委員 今回、介護施設等への保健衛生用品の配布は県が買い取って配布していくということですが、今回はこれはいいと思うんですけれども、今後のことを考えていったときに、まずは介護施設などに対して、やはり何か月かのストックをきっちりとしてもらうことを地域福祉部としても徹底しておくことが大事だと思うんです。例えば、最低2カ月分はストックしておきましょうと。マスクは腐るものじゃないですから。だから順番に使って行って減っていけば、また足していくという形で。それと、もう1点、先ほど4社マスクをつくられている事業所のお話で、本会議でも私が言わせてもらった部分があるんですけれども、そうい

うところと協定なりを結んでおいて、市場に出る前に優先的に県に納入してもらおうという仕組みをつくっておくことも大事なのかなと思いますが、その2点に関しての御所見を。

◎筒井地域包括ケア推進監（総括）兼高齢者福祉課長 お話にありましたように、このようにないぞというときに備えてストックしていただくことは大事だと思いますので、要請をしていきたいと思っております。また、協定を事前に締結しておくということで、優先供給をいただくという点についても、参考にさせていただいて、話をさせていただきたいと思っております。

◎坂本委員 関連して。今回のことが本当に間近な教訓になったわけですが、福祉BCPの関係で福祉事業所とかそういったところはBCPの策定の中でそのことをきちんと盛り込んでおくということも、今回の教訓ではないのかなと思いますので、そのこともあわせて御検討いただけたらと思います。

◎筒井地域包括ケア推進監（総括）兼高齢者福祉課長 参考にさせていただきます。

◎上田（貢）委員長 質疑を終わります。

〈障害福祉課〉

◎上田（貢）委員長 次に、障害福祉課の説明を求めます。

◎西野障害福祉課長 当課の令和元年度追加補正予算議案につきまして御説明させていただきます。資料⑧追加議案説明書の23ページをお願いします。

歳入予算の国庫補助金につきましては、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の特別事業の補助金を県が実施する事業の財源とするものでございます。

24ページをお願いします。歳出予算につきましては、右側の説明欄の1障害者自立支援事業費の障害福祉サービス等確保支援事業費補助金につきまして、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用拡大をしたことにより、新規利用または通常より利用回数等が増加した費用につきまして、保護者負担金と市町村の負担の増額分を国が負担することとなりましたため、その分、市町村補助をするものでございます。あわせて、就労系障害福祉サービス事業所において、在宅就労を推進するためのテレワークのシステム導入経費と障害者施設等でマスク等を購入した費用につきまして補助を行うものでございます。

事務費につきましては、県が障害者施設等に配布するため、マスクや消毒液を一括購入するための費用でございます。

以上、2,180万7,000円の増額をお願いするものです。

25ページをお願いします。繰越明許費でございます。障害者自立支援事業費は、先ほど御説明いたしました新型コロナウイルスへの緊急対応策に対応するため、県が障害者施設へ配布するマスク等の一括購入について、年度を越えての対応が見込まれるため、繰り越しをお願いするものでございます。

障害福祉課の説明は以上でございます。

◎上田（貢）委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワークのシステム導入はどのようなものを想定されてますか。

◎西野障害福祉課長 利用者が自宅にいてもパソコンシステムで作業ができるという事業をしている事業所が対象になるんですが、県内でそんなに多くはございません。各事業所に当たりましたところ、南国市の事業所が1カ所、年度内の整備で対応できるということでしたので、1カ所を想定しております。

◎坂本委員 そのような系列のところはテレワークでやっているような事業所も今までにもある上で、今回改めてこのような事態になったので導入しようという新規のところに対して支援をするということなんですか。

◎西野障害福祉課長 コロナウイルス感染症の対応策として、事業所に出勤して作業することが感染のリスクもあるということで、ウイルス対策としての国の補正になりますので、今の3月末までの間に、コロナ対策としてそのような事業のやり方を導入するという事業所に緊急に補助するというものでございます。ほかにも、これまでもテレワーク事業については、障害保健支援課が取り組んでおりますが、今回、国の一括の補助金ということで、予算計上は障害福祉課で一括計上させていただいたものです。

◎上田（貢）委員長 質疑を終わります。

〈児童家庭課〉

◎上田（貢）委員長 次に、児童家庭課の説明を求めます。

◎田村児童家庭課長 令和元年度追加補正予算について御説明をさせていただきます。お手元の資料⑧追加議案説明書（補正予算）の26ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、2健康福祉費補助金の欄の右端をごらんください。今回の歳出補正予算に充てるため、児童福祉事業対策費等補助金92万円を受け入れるものでございます。

次の27ページをお願いします。歳出でございます。5児童家庭費の右端説明欄にありますように、児童福祉諸費に92万円を計上しております。これは、今般の新型コロナウイルスへの対応の一環として、児童養護施設等で不足しているマスクや消毒液を国の補助金を活用して、一括購入し、児童養護施設等に配布するためのものでございます。マスクの予定枚数といたしましては、1万2,000枚を想定しております。また消毒液につきましては、国からのあっせんにより必要数を調達することとしております。

次の28ページをお願いします。繰越明許費の追加をお願いするものでございます。現状では、これらの調達を年度内に完了することが難しい状況でございますので、先ほどの歳出と同額を追加しようとするものでございます。

以上で、児童家庭課の御説明を終わります。

◎上田（貢）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎上田（貢）委員長 質疑を終わります。

以上で、地域福祉部を終わります。

《採決》

◎上田（貢）委員長 お諮りいたします。

執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案14件、条例その他議案14件について、これより採決を行いたいと思いましたが、御異議ありませんか。

（異議なし）

◎上田（貢）委員長 それでは、これより採決を行います。

第1号議案令和2年度高知県一般会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

上田（貢）委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第9号議案令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎上田（貢）委員長 全員挙手であります。よって、第9号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第10号議案令和2年度高知県災害救助基金特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎上田（貢）委員長 全員挙手であります。よって、第10号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第11号議案令和2年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算を原案どおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎上田（貢）委員長 全員挙手であります。よって、第11号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第21号議案令和2年度高知県電気事業会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎上田（貢）委員長 全員挙手であります。よって、第21号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第22号議案令和2年度高知県工業用水道事業会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎上田（貢）委員長 全員挙手であります。よって、第22号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第23号議案令和2年度高知県病院事業会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎上田（貢）委員長 全員挙手であります。よって、第23号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第24号議案令和元年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎上田（貢）委員長 全員挙手であります。よって、第24号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第29号議案令和元年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎上田（貢）委員長 全員挙手であります。よって、第29号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第30号議案令和元年度高知県災害救助基金特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎上田（貢）委員長 全員挙手であります。よって、第30号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第31号議案令和元年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎上田（貢）委員長 全員挙手であります。よって、第31号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第39号議案令和元年度高知県病院事業会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田(貢)委員長 全員挙手であります。よって、第39号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第41号議案高知県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田(貢)委員長 全員挙手であります。よって、第41号議案は全会一致をもって原案どおり可決すべきことに決しました。

次に、第42号議案高知県犯罪被害者等支援条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田(貢)委員長 全員挙手であります。よって、第42号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第48号議案高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田(貢)委員長 全員挙手であります。よって、第48号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第49号議案高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田(貢)委員長 全員挙手であります。よって、第49号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第50号議案高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田(貢)委員長 全員挙手であります。よって、第50号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に第51号議案ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田(貢)委員長 全員挙手であります。よって、第51号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第52号議案高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案を原

案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田(貢)委員長 全員挙手であります。よって、第52号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第53号議案高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田(貢)委員長 全員挙手であります。よって、第53号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第54号議案高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田(貢)委員長 全員挙手であります。よって、第54号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第55号議案高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田(貢)委員長 全員挙手であります。よって、第55号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第62号議案高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田(貢)委員長 全員挙手であります。よって、第62号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第65号議案高知県よさこいピック高知記念基金条例を廃止する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田(貢)委員長 全員挙手であります。よって、第65号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第70号議案県が行う高知県防災行政無線システム再整備事業に対する市町村の負担に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田(貢)委員長 全員挙手であります。よって、第70号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第74号議案令和2年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田(貢)委員長 全員挙手であります。よって、第74号議案は全会一致をもって、原案どおり可決することに決しました。

次に、第75号議案令和元年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田(貢)委員長 全員挙手であります。よって、第75号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、議発第1号議案高知県歯と口の健康づくり条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田(貢)委員長 全員挙手であります。よって、議発第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

(執行部退席)

《意見書》

◎上田(貢)委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案3件が提出されておりますので、お手元に配付してあります。

まず、新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書(案)が日本共産党、県民の会から提出されております。

また、新型コロナウイルスによる感染症対策を求める意見書(案)が自由民主党、県民の会、一燈立志の会、緑と青の会から提出されております。

この2件の意見書案は関連しますので一括して協議を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎上田(貢)委員長 意見書案の朗読は省略したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎上田(貢)委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

- ◎ 一体化できんでしょか。
- ◎ 一体化したいとは思いますが。ただ、非常にどちらも先日の第2弾の緊急対応策の中でいろいろ盛り込まれてきた内容もございまして、うちのほうの文書もちょっと陳腐化したかなというような気もしますし。それと〇〇党の提出の意見書もどちらかといえば、細かい部分に、個別に入り込み過ぎてて、逆にこれだとちょっと対応できないほうが多くなってくるのかなと思うので、もう少し網羅的に文言を変えていただけないかなというところもあるんですけど。例えば学校なんかも、他県の意見書なんか見ていると小中学校、高等学校、それから、特別支援学校の支援措置を行うこととか、もうそういった大ぐくりなことでやっていくほうが意見書としてはいいんじゃないかなと思いますし、実際にこの意見書の中で、臨時職員の教職員の収入保障なども、特別休暇とか出勤困難休暇などで対応しているということもございまして、いろいろ学童保育の拡充などについても、ある程度は行っている部分もあるし、まだ足りない部分もあろうかと思いますが、その辺はもう、この学校全体に対する支援という形でひとくくりにはさせていただけないかなと思うところなんですけども。
- ◎ 保険適用とかも決まっていることすし。国の検査体制、あと1番の(1)、外来診察で一般医療機関でも感染者を診察できるようにと、もしこれをしてしまうとわかった時点でその後どうするのかというところを、その先の対策まできちんとやってなかったら、結構大変なことにもなってくるのかなと思ったりします。あと3の(1)一定の専門的な知識を持つスタッフが病状を聞いて適切にアドバイスできる体制の構築。
- ◎ 県がやることじゃないかなと思うので、国に出すということではないかなと。
- ◎ 国で専門的なスタッフを構えてアドバイスできる体制とかというようなことは。それと4の経済的な支援の(1)、緊急の資金融資等の経済対策を実施する、これももう決まっている部分。
- ◎ 何かちょっと文言修正というか、もう一度文面をつくらないといけないぐらいの形になってはきているので、どうしましょうかと。一緒に提出をしたいと思いますが。
- ◎ これが出てくるタイミングと今の流れの中では動きっていうのは随分ありましたからだから、もう正副で。
- ◎ ちょっと気になるところが1点あるんですけど、まず一行目の中華人民共和国湖北省武漢において発生したと言い切ってますけれども、ここはちょっと、まだその発生というものもこれから検証されていくところだと思いますし、例えば、武漢市が発生元とされるとか。
- ◎ なしで、新型コロナウイルスから始まって。
- ◎ だから、そこがちょっと気になったところで。
- ◎ これは全然問題ないんですが、WHOのところも、パンデミックという形で。水際対策というの、一定程度行ってきたのでこれもいらないかなと思っております。医療体制の強化等を行うとともに情報提供をしっかりと行うというような感じの文言に入れて、一つの医療

提供体制を整えることを入れたいとは思っております。

- ◎ 3番とか大事だと思うんですよ。ワクチン開発なんかぜひ国でやってもらいたい。
- ◎ 緊急対応策でやって出したんですけども、これはうたいましょう。
- ◎ 5番も支援措置を講じることのところへ支援措置を必要に応じて講じることとしておいたら、いろんなことができる。
- ◎ それと、何らかの消費喚起を行うこと、一定自粛が終わった後に、そういった文言も入れられないかなと思うんですが。
- ◎ ちょっとそういうことを含めて、正副でやって、正副で固める前に事前に各党派へ案をもう一度戻してもらって、全会一致に。
- ◎ よろしいでしょうか。取りまとめの前に回します。

◎上田（貢）委員長 正場に復します。

この二つの意見書は先ほどの御意見に基づき修正して一つのものに統合して、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎上田（貢）委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

次に、中高年のひきこもり状態にある人に対する実効性ある支援と対策を求める意見書（案）が公明党、自由民主党、県民の会、日本共産党、一燈立志の会、緑と青の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎上田（貢）委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

（小休）

◎ 一致

◎上田（貢）委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、あす18日の午後4時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願ひします。

本日の委員会はこれで終了します。

(14時9分閉会)